

凍結胚の保管更新同意書

- 凍結した胚の保管は、最長で凍結から3年あるいは出産から1年のうち、遅いほうの日までを基準とします。基準を超える場合は医師と相談してください。
- 凍結した胚の保管費用は、保管更新日における保険適用の規定に基づいての3割負担、または自費負担にてお支払いをしていただきます。
ただし、凍結保管期間満了日までに保管したすべての胚を使用・廃棄した場合には返金はありません。
- 凍結保管の継続を希望される場合には、次の凍結保管期間満了日までに保管更新同意書の提出が必要です。凍結保管の継続を希望しない場合には、保管終了の手続きが必要となります。
保管更新同意書または保管終了の手続きを失念されていた場合でも当院からの連絡はいたしません。
- 以下にひとつでも当てはまる場合は当院の判断により廃棄させていただきます。
 - 凍結保管期間満了日までに保管更新同意書の提出がない場合
 - 支払い期限までに保管料の納入が完了していない場合
保険適用の場合は当院指定の日まで、自費の場合は凍結保管期間満了日までが支払い期限です。
 - 女性の生殖年齢を超えた場合(50歳の誕生日までとします)
 - 離婚または死別した場合(すみやかに保管終了同意書をご提出下さい)
- 以下の場合において、凍結保存・保管が困難となった場合は、廃棄させていただきます。
 - 天災(地震・台風・水害など)により保管を継続することが困難になった場合
 - 容器の故障・その他不測の事態があった場合
 - 医師の体調不良等により当院の存続、及び診療が困難となった場合ただし、容器の故障の場合のみ、廃棄となった胚についての凍結料と管理料を返金させていただきます。

田口 IVF レディースクリニックで現在保管されている凍結胚の凍結保管期間満了日は、
【 年 月 日 】です。(←確認の上、ご自身で記入してください)
私たち夫婦は上記項目に同意し、凍結胚の保管を1年間更新することを希望します。

同意日： 年 月 日

妻(女性パートナー)氏名： (自署)
住所：
電話番号：

夫(男性パートナー)氏名： (自署)
住所：
電話番号：

鳥取市覚寺 63 番地 6

田口 IVF レディースクリニック

田口 俊章 殿